# 第1章 計画策定の背景と趣旨

# 1. 背景と趣旨等

本市の農業は、大都市東京に隣接する優位な立地条件を生かし、野菜や水稲など、良質で信頼性の高い都市農業が営まれてきました。

都市農業の分野では、平成 27 年(2015 年)に「都市農業振興基本法」が制定、平成 28 年(2016 年)に「都市農業振興基本計画」が策定され、都市化の潮流の中にあっても、都市農業は農業者や関係者の努力により、新鮮な農産物の供給、農業体験の場の提供、市民の農業への理解、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農地の防災機能など、多様な役割を担っていることへの期待が高まっており、こうした動きは、市街地と共存して営農する本市の農業にとって、振興を図る絶好の機会と言えます。(図 1-1)

本市では、平成 26 年度(2014 年度)に「三郷市農業振興計画」を策定しましたが、計画の目標が令和 5 年度(2023 年度)までであることと、上述のような農業の環境の変化を踏まえ、本市の農業を持続的に発展させ、そのポテンシャルを十分に発揮させていくための指針として、新たに本計画を策定します。

# 農産物の供給機能

安全・安心で新鮮な農産物を供給しています。

# 農地の防災機能

火災延焼防止効果や一時避 難場所として重要な役割があります。

# 国土・環境の 保全機能

農地にいる生き物を保全し、まちの気温を下げたり、水と空気を浄化する機能があります。

# 三郷の都市農業が 果たす多様な役割

# 良好な景観の 形成機能

農地が提供する緑地空間により、市民に安らぎや憩いをもたらします。

## 図 1-1 都市農業の多様な機能

# 農業体験·交流機能

農産物や農地を通じて、食育、 市民との交流の場を提供してい ます。

# 農業への理解の醸成機能

農業との身近なふれあいを通じて、市民の理解を深める役割があります。

# 2. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)までの10年間とします。 なお、計画実施5年目には、必要に応じて各施策の事業目標を検証していきます。

# 3. 計画の位置付け

本計画は、「第5次三郷市総合計画」を上位計画とし、同計画の趣旨を踏まえながら本市の農業振興を計画的かつ総合的に進めていくために策定するものです。また、「都市農業振興基本法」に規定する、都市農業の振興に関する計画(地方計画)に位置づけることとします。(図 1-2)



図 1-2 本計画の位置付け

# 4. SDGs への対応

三郷市都市農業振興基本計画には、SDGs(エスディージーズ)=Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の考え方を取り入れ、SDGs と本計画の目標年度である令和 15 年度(2033 年度)を見据えた中で、SDGs と本計画の関連付けを行っています。

平成 27年(2015年)に国連サミットにおいて採択された SDG s (持続可能な開発目標)は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものとして、「誰一人取り残さない」をスローガンに令和 12 年 (2030年)を期限とした 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。本計画の策定にあたり、各施策に関連するアイコンを表示します。(図 1-3)



#### 目標1 貧困

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



#### 目標10 不平等

各国内及び各国間の不平等を是正する



#### 目標2 飢餓 (掲載頁P33、35、37、39)

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善 を実現し、持続可能な農業を促進する



#### 目標11 持続可能な都市 (掲載頁P39)

包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び 人間居住を実現する



#### 目標3 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を 確保し、福祉を促進する



#### 目標12 持続可能な消費と生産

(掲載頁P35、37)

持続可能な生産消費形態を確保する



#### 目標4 教育

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い 教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



#### 目標13 気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策 を講じる



### 目標5 ジェンダー (掲載頁P33)

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児 のエンパワーメントを行う



#### 目標14 海洋資源

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、 持続可能な形で利用する



#### 目標6 水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能 な管理を確保する



#### 目標15 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の 推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、 ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性 の損失を阻止する



#### 目標7 エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能 な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



#### 目標16 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を 促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、 あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある 包摂的な制度を構築する



# 目標8 経済成長と雇用 (掲載頁P33)

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



# 目標17 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシップを活性化する



# 目標9 インフラ・産業化・イノベーション

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ 持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進 を図る



図 1-3 SDG sへの対応